

議案第 37 号

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 31 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例

杉並区立コミュニティふらっと条例（令和 2 年杉並区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 杉並区立コミュニティふらっと方南の項の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	杉並区本天沼二丁目 12 番 10 号
-------------------	---------------------

別表第 2（1）杉並区立コミュニティふらっと方南の部の次に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第 1 集会室	800 円	500 円	500 円	200 円
	第 2 集会室	1,000 円	700 円	700 円	200 円
	第 3 集会室	1,000 円	700 円	700 円	200 円
	第 4 集会室	1,400 円	900 円	900 円	300 円
	第 5 集会室	1,000 円	700 円	700 円	200 円
	多目的室	2,100 円	1,400 円	1,400 円	500 円

附 則

- この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 次項及び附則第 6 項の規定 公布の日
 - 附則第 3 項の規定及び附則第 5 項の規定（別表第 2（8）杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る部分を除く。） 令和 5 年 10 月 1 日
- この条例による改正後の杉並区立コミュニティふらっと条例別表第 2（1）に規定する杉並区立コミュニティふらっと本天沼の施設の使用の承認その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和 53 年杉並区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区民集会所の部杉並区立本天沼区民集会所の項及び杉並区立天沼区民

集会所の項を削る。

別表第2(1) 杉並区立本天沼区民集会所の部及び杉並区立天沼区民集会所の部を削る。

4 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例(昭和57年杉並区条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1 ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る。

5 杉並区行政財産使用料条例(昭和50年杉並区条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の次に次のように加える。

(1)の2 消費者センター

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで又は午後4時から午後6時まで)	夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料
杉並区立消費者センター	第1教室	洋室	73.7	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第2教室	洋室	57.0	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第3教室	洋室	47.0	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	消費生活学習室	洋室	44.7	1,400円	900円	900円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して午前、午後(午後1時から午後3時まで)、午後(午後4時から午後6時まで)及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を許可し、この場合の使用料は、延長時間1時間(1時間に満たない時間は、これを1時間とする。)につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

別表第2(8) 杉並区立ゆうゆう天沼館の項を削る。

6 前項の規定による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第2(1)の2に規定する杉並区立消費者センターの施設の使用の許可その他の附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(提案理由)

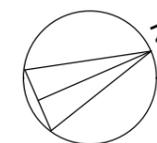
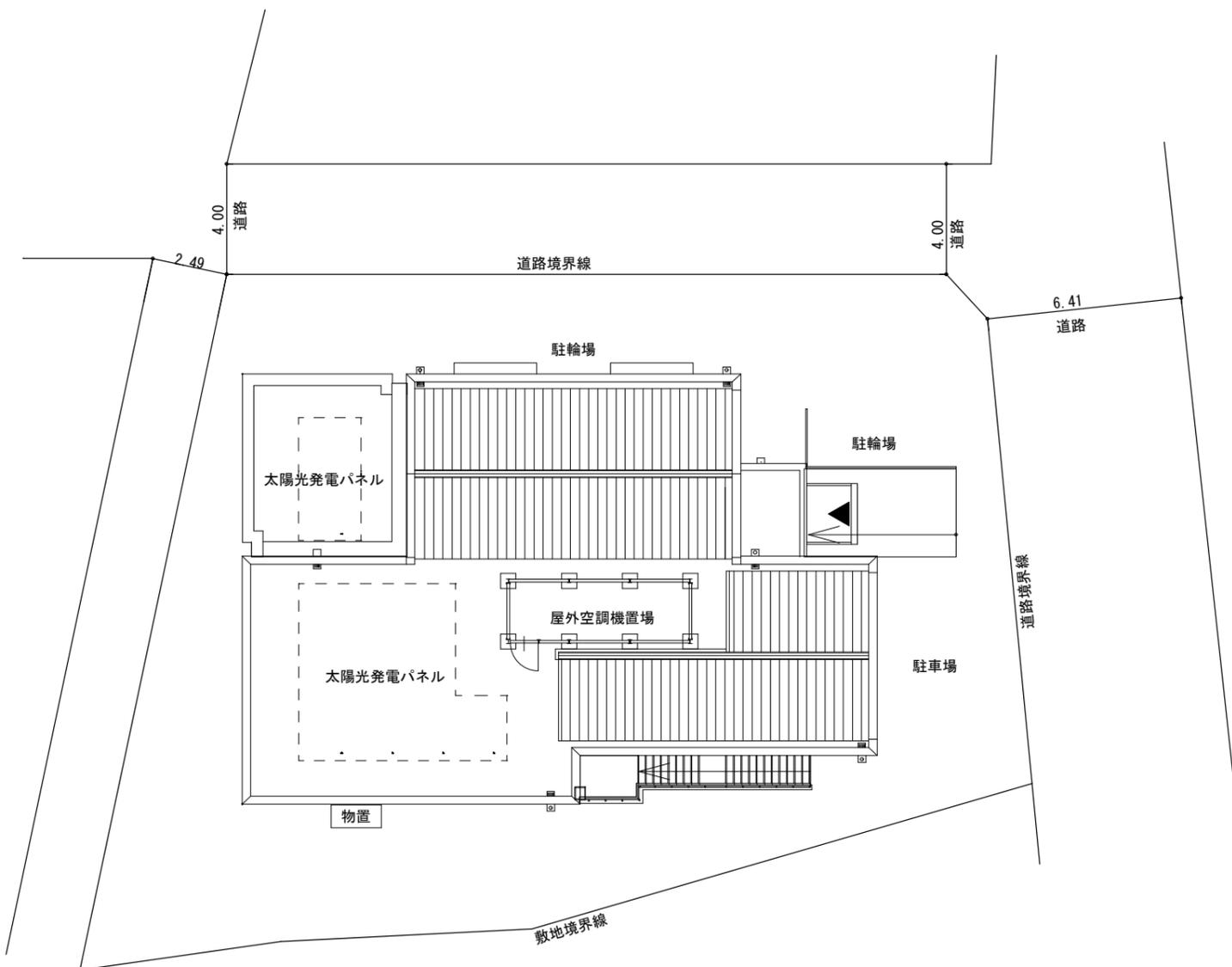
コミュニティふらっと1か所の設置に伴い、その名称及び位置等を定める等の必要がある。

案内図

杉並区立コミュニティふらっと本天沼



杉並区立コミュニティふらっと本天沼 配置図



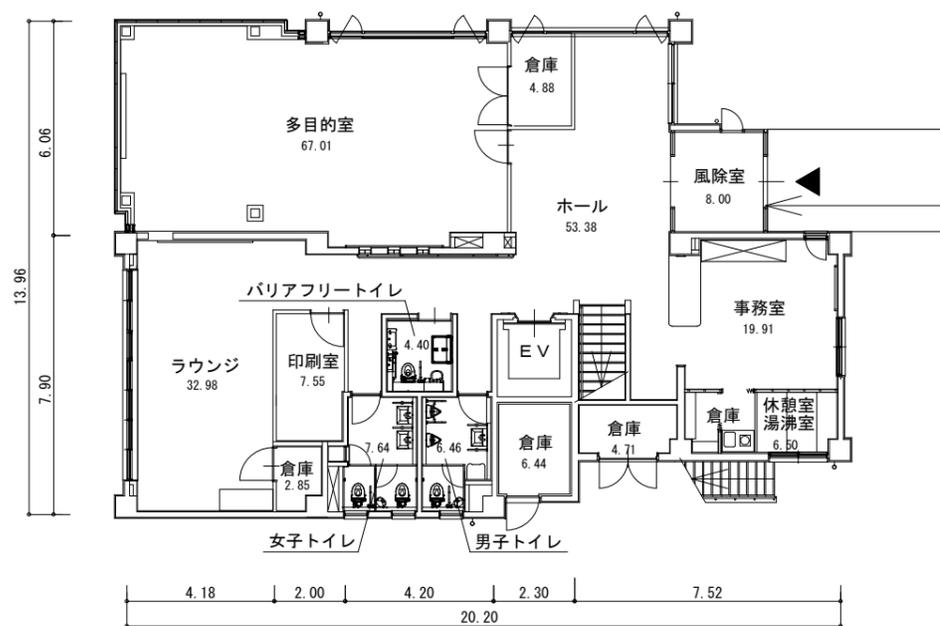
S = 1 / 200

凡例

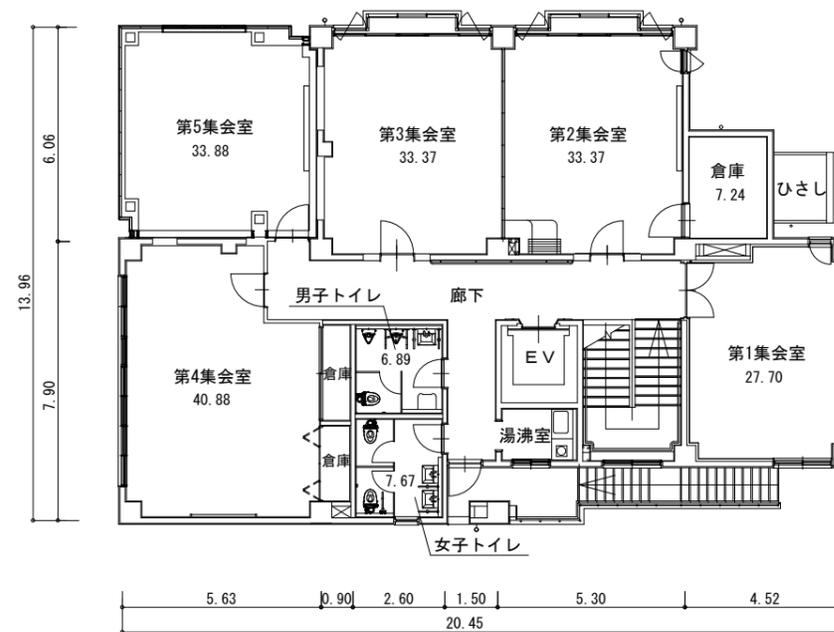
- 注 1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注 2 ← は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注 3 寸法の単位は、mとする。

構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上2階建て		
敷地面積	575.45 m ²		
建築面積	254.53 m ²		
延床面積	1階	2階	計
	247.69 m ²	249.05 m ²	496.74 m ²

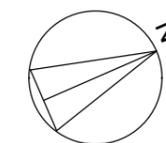
杉並区立コミュニティふらっと本天沼 平面図



1階平面図



2階平面図



S = 1 / 200

凡例

- 注1 ◀ は、主要出入口を示す。
- 注2 ⊠ は、パイプスペースを示す。
- 注3 ≡ は、階段又はスロープの上がり方向を示す。
- 注4 寸法の単位は、mとする。
- 注5 各室の数字は、面積 (m²) を示す。